

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、災害時における国の業務継続性の確保や、帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図る観点から、各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況、帰宅困難者の受入対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

全府省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 5事務所（千葉、新潟、石川、徳島、長崎）

4 実施時期

平成26年12月～27年7月